

見附市告示第 64 号

見附市青年就農給付金給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月5日

見附市長 稲田 亮

見附市青年就農給付金給付要綱の一部を改正する要綱

見附市青年就農給付金給付要綱（平成25年見附市告示第85号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱

第1条中「青年就農者」を「新規就農者」に、「青年就農給付金」を「経営開始資金」に、「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に、「青年」を「新規就農者」に、「新規就農総合支援事業実施要綱」を「新規就農者育成総合対策実施要綱」に、「平成24年4月6日付け23経営3543号」を「令和4年3月29日付け3経営第3142号」に改め、「、青年就農支援事業「経営開始型補助金」実施要綱（平成24年8月13日付け経普第289号新潟県農林水産部長通知。）」を削る。

第2条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条各号列記以外の部分中「次の各号」を「国の実施要綱別記2第5の2の（1）」に、「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改め、同条各号を削る。

第3条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条第1項を次のように改める。

資金の交付金額及び交付期間は、国の実施要綱別記2第5の2の（2）に規定するとおりとする。

同条第2項及び第3項を削る。

第4条中「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に、「青年等就農計画認定申請書（別記様式第1号）」を「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画」に改め、同条に後段として次のように加える。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市長に相談し、長岡地域振興局農林振興部普及課その他関係機関等（以下「関係機関」という。）から計画の妥当性及び目標達成の実現性について助言並びに指導を受けることとする。

第5条第2項中「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改める。

第8条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条第1項中「青年就農給付金（経営開始型）給付申請書（別記様式第2号）」を「国の要綱別記2第6の2の（3）に規定する交付申請書」に、「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改め、同条第2項中「給付」を「交付」に、「給付金」を「資金」に改める。

第9条の見出し中「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改め、同条第1項中「給付」を「交付」に、「給付金」を「資金」に改め、同条第2項本文中「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改め、同項ただし書中「給付」を「交付」に、「給付金」を「資金」に改める。

第10条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条中「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に、「給付金受給者」という。」を「交付対象者」という。）に、「別記様式第3号」を「別記様式第1号」に改める。

第11条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条中「給付金受給者」を「交付対象者」に改め、「又は第14条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する場合」を削り、「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改める。

第12条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条第1項中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「別記様式第4号」を「別記様式第2号」に改め、同条第2項中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「別記様式第5号」を「別記様式第3号」に改める。

第13条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条第1項中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改め、同条第2項中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改める。

第14条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条各号列記以外の部分中

「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に改め、同条第6号中「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱別記1」を「国の実施要綱別記2」に改め、同条第7号を次のように改める。

- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、交付を可能とする。

第15条中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別記様式第6号）」を「国の要綱別記2第6の2の（6）のアに規定する就農状況報告」に改める。

第16条中「長岡地域振興局農林振興部普及課その他」を削り、「給付金」を「資金」に、「給付」を「交付」に、「就農状況確認チェックリスト（別記様式第7号）」を「国の要綱別記2第7の2の（5）のアに規定する就農状況確認チェックリスト」に改め、同条第1号中「給付金受給者」を「交付対象者」に改める。

第17条の見出し中「住所」を「住所等」に改め、同条中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「給付期間内及び給付期間終了後3年間に居住地を転居した」を「国の要綱別記2第6の2の（6）のイに該当する」に、「転居後1か月以内に住所変更届（別記様式第8号）」を「住所等変更届（別記様式第4号）」に改める。

第18条の見出し中「給付金」を「資金」に改め、同条中「次の各号に掲げる要件」を「国の要綱別記2第5の2の（4）」に、「給付対象者」を「交付対象者」に、「当該各号の区分に応じた額の給付金」を「資金」に改め、同条各号を削る。

第19条第1項中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「別記様式第9号」を「別記様式第5号」に改め、同条第2項中「給付金受給者」を「交付対象者」に、「給付金」を「資金」に改める。

第20条の見出し中「給付対象者」を「交付対象者」に改め、同条第1項中「青年就農支援事業」を「新規就農者育成総合対策経営開始資金交付支援事業」に、「別記様式第10号」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項中「給付申請書」を「交付申請書」に、「青年就農給付金給付対象者データベース」を「就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース」に、「給付」を「交付」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、関係機関と交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

第21条の見出し中「雑則」を「立入調査等」に改め、同条第1項中「給付対象者」を「交付対象者」に改め、同条第2項中「給付金」を「資金」に改める。

第22条の見出し中「補則」を「その他」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削る。

別記様式第3号を次のように改め、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第1号(第10条関係)

中止届

(宛先)見附市長

年 月 日

住所

氏名

経営開始資金の交付を中止しますので、見附市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第10条の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

別記様式第4号を次のように改め、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第2号(第12条関係)

休 止 届

(宛先)見附市長

年 月 日

住 所

氏 名

経営開始資金の交付を休止しますので、見附市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第12条の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

別記様式第5号を次のように改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第3号(第12条関係)

経営再開届

(宛先)見附市長

年 月 日

住所

氏名

経営開始資金の受給を再開しますので、見附市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第12条の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
給付残期間	年 月 日～ 年 月 日

別記様式第 6 号及び別記様式第 7 号を削る。

別記様式第 8 号を次のように改め、同様式を別記様式第 4 号とする。

別記様式第 4 号(第 17 条関係)

住 所 等 変 更 届

年 月 日

(宛先)見附市長

住 所

氏 名

見附市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第 17 条の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他()
変更後	氏名 住所 電話番号 その他()

別記様式第9号を次のように改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第5号(第19条関係)

返還免除申請書

年 月 日

(宛先)見附市長

住所
氏名

見附市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第19条の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理 由	
---------------------	--

別記様式第10号を次のように改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第6号（第20条関係）

新規就農者育成総合対策経営開始資金交付事業に係る個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農者育成総合対策経営開始資金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

見附市長は、新規就農者育成総合対策経営開始資金交付事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び見附市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、見附市長は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、県等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 （注）	国、全国農業会議所、新潟県、青年農業者等育成センター、 えちご中越農業協同組合
-------------	--

個人情報の取扱いの確認

（宛先）見附市長

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

（法人・組織名）

住 所

氏 名

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。